## 総合計画委員名簿

# 審議会委員

氏 名	備考						
B田 一秀	農業委員						
矢吹 奎	教育委員	(会長)					
福田 久美	農協 (西伯支所)						
橋本 忠典	商工会(西伯町商工会副会長)						
大塚 喬司	森林組合						
遠藤 賢二	区長協議会						
宮倉 玲子	民生児童委員	(副会長)					
磯田 順子	女性問題推進会議						
高橋 孝之	(株)中海テレビ放送 専務取締役						
山野 良夫	伯耆の国「ゆうらく」参事						
井口隆	鳥取ビブラコースティック(株)代表取締役社長						
板持 知子	公募委員(1部会策定委員)						
小谷肇	公募委員(2部会策定委員)						
永栄 英夫	公募委員(3部会策定委員)						
吉田健一郎	公募委員(4部会策定委員)						
坪倉 嘉昶	公募委員(5部会策定委員)						
種治孝	公募委員(6部会策定委員)						

## 策定委員

///CSA											
1部会		2部会		3部会		4部会		5部会		6部会	
住民参画・まちべり		人権・教育・文化		国際交流・住環境整備		健康副止·防災防犯		農林業·商工観光		環境保全	
遠藤	典男	西重	真弓	遠崎	やすちか <b>泰睦</b>	細田夏	真由美	<sup>ぬりのぶ</sup> <b>塗信</b> 日	由美子	堤	かずま一真
田中	正夫	坂田	憲昭	鴨木	弘	五丁	栄	小谷	洋一	国重	寛
岡田	昭博	梅原	勝郎	高橋	正憲	福井	たつなり	武安	恵子	村田	俊雄
小川	徹	坂本	がぶま 延生	青砥	豊治	遠藤は	はるこ	井田	真樹	橋谷	もりえ
岩崎	誠治	吉田	たかよ	佐伯	克郎	岡村	敏子	井田	憲美	野口	時正
森重	洋子	入江麻	床知子	新井	郁雄	大塚洞	<b></b>	頼田	ガラこ	秦	和子
板持	知子	西本	秀子	板	秀樹	吉田例	建一郎	吉持	義正	種	はるたか
		小谷	#Utb <b>肇</b>	永栄	英夫			坪倉	ましひさ 嘉昶		

## 南部町総合計画審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日 条例第 179 号

#### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定 に基づき、南部町の総合計画を推進するため、南部町総合計画審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、南部町長(以下「町長」という。)の諮問に応じ、南 部町の総合計画について、調査及び審議する。

#### (組織)

- 第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。
- 2 委員は、町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、公共的団体の役職員、知識経験を有する者及び公募等による者のうちから町長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

## (会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。